

(入札の公告)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場公告第5号  
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和2年12月1日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 田中 義克

1 入札に付する事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ベルト式フルカラーデジタル選別機一式の賃貸借（1月当たりの単価）

(2) 契約の目的の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和3年2月1日から令和5年3月31日まで（26ヶ月）

なお、この契約は長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年3月31日北海道条例第12号）を準用する長期継続案件である。

この契約に要する経費の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
農業研究本部十勝農業試験場  
河西郡芽室町新生南9線2番地

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和2年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 北海道又は北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていること。

(5) 納入した賃貸借物品に関し、保守管理体制が整備されていること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 公告の日から12月11日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで。

イ 申請方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒082-0081 河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

農業研究本部十勝農業試験場総務課

電話番号 0155-62-9827

(2) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 河西郡芽室町新生南9線2番地  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場総務課

#### 5 入札の執行の場所及び日時

##### (1) 入札場所

河西郡芽室町新生南9線2番地  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
農業研究本部十勝農業試験場 2階大会議室

(2) 入札日時 令和2年12月22日(火) 午前11時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条各号の定めるところによる。

#### 7 契約保証金

(1) 契約保証金は、免除する。

ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条各号の定めるところによる。

8 郵便等による入札の可否 認めない。

#### 9 落札者の決定方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否 要

#### 11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い。

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(1月当たりの単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。(消費税相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
農業研究本部十勝農業試験場総務課

イ 所在地 河西郡芽室町新生南9線2番地 [電話番号 0155-62-9827]

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払はしない。

(7) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について、契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(11) その他

この公告のほか、競争入札心得、その他関係法令の規定を承知すること。